



# 清代道光年間におけるシレート・フレエ旗の財政の一側面：ハラチン左翼旗から送られていた穀物の問題

永, 良

---

(Citation)

国際文化学, 35:72-88

(Issue Date)

2022-03-18

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81013109>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81013109>



## 清代道光年間におけるシレート・フレー旗の財政の一側面

### —ハラチン左翼旗から送られていた穀物の問題—

# A Financial Aspect of the *Siregetü Küriy-e* Banner during *Törö Gerelt* Era of the Qing Dynasty: the Problem of Grain Sent from *Qaračin* Left Banner

永良

YONGLIANG

#### 概要

16世紀後半から17世紀前半頃、内モンゴル地域の王侯たちは、かつてモンゴル帝国の一部であった元朝の皇帝フビライとその国師パクパとの関係にならい、チベット仏教の高僧を招いて、しばしばチベット仏教寺院を建立していた。さらに、清朝を創設した満洲人もモンゴル人を通じてこのチベット仏教を受け入れ、同じチベット仏教世界観を共有するようになった。その後、満洲人の清王朝が徐々にモンゴル地域を支配下に入れていくとともに、清朝皇帝はチベット仏教の僧侶にシレート・フレー旗という行政区画の統治権を授与して管轄させ、清朝の最初のラマ(喇嘛)旗と称されるシレート・フレー旗を発足させた。こうして、シレート・フレー旗はチベット仏教世界観を共有する清朝独自の秩序体系の中で最初に設立された仏教的色彩を有する行政機構となり、チベット仏教世界観の秩序体系の構築に大きな影響を与え始めた。このシレート・フレー旗のために、太宗ホンタイジ以降の清朝の皇帝たちは、毎年10月にジョスト盟のハラチン4旗(ハラチン左翼旗、ハラチン右翼旗、ハラチン中旗の3旗とトゥメト左翼旗との計4旗のこと)から穀物(アワ)を送るように命令していた。拙稿永良(2021)では、清朝の乾隆年間にハラチン左翼旗からシレート・フレー旗に送られていた穀物について検討し、当初穀物そのものの形で送付されていたものの、途中から銀に換算した形で送られ始めたことを明らかにした。

本論文では、それに続いて、清代道光年間のシレート・フレー旗とハラチン左翼旗との間での穀物送付問題のその後の変化やその詳細なプロセスを分析し、清代におけるハラチン左翼旗からシレート・フレー旗に送られていた穀物の具体的な全体像を描き出すことを試みる。

#### キーワード

清代モンゴル、チベット仏教、ラマ旗、シレート・フレー旗、穀物問題

## I はじめに

17世紀から20世紀にかけて、満洲人がユーラシア大陸東部の広大な地域にまたがる王朝・清朝を建てた。清朝を創設した満洲人はモンゴル人を通じてチベット仏教を受け入れ、同じチベット仏教世界観を共有するようになった。その後、満洲人の清王朝が徐々にモンゴル地域を支配下に入れていくとともに、清朝皇帝はチベット仏教の僧侶にシレート・フレエ旗という行政区画の統治権を授与して管轄させ、清朝の最初のラマ(喇嘛)旗と称されるシレート・フレエ旗を発足させた。

満洲人の2代目の皇帝ホンタイジの時代に内モンゴル各部からラマ(本来はチベット仏教の高徳の高僧を指すが、一般にはチベット仏教僧全体を指す)やバンディ(下級ラマ)をシレート・フレエ旗に移住させた時(1636年頃)から、清朝政府の盛京(清朝初期の首都の旧称。現在の中国遼寧省瀋陽市)戸部(清朝の六部の一つ。土地管理、戸籍、官人への俸給など財務関連の行政を司掌する機構)がシレート・フレエ旗に毎年1000両の銀や種々の物品を支給するという規定があったといわれている。その史料上の典拠について Qurča(2011:10)は、崇徳元(1636)年から規定が始まったことが遼寧省档案馆所蔵『盛京内務府滿洲文檔案』巻5642に記載されていると述べている。これについては、池尻(2013:49)も言及している。ただし、池尻氏は根拠となる史料を特に挙げていない。また崇徳2(1637)年秋、シレート・フレエ旗に4人のジャサク(札薩克)、4人のデムチ(徳木斉)の職が設けられたと言われる(徳勒格 1997:248-249、池尻 2013:242)。さらに、崇徳元(1636)年から崇徳3(1638)年の間にホンタイジが内モンゴル地域の各部からシレート・フレエ旗に属民を移住させ、ジョスト盟のいわゆる「ハラチン4旗」(ハラチン左翼旗、ハラチン右翼旗、ハラチン中旗の3旗とトゥメト左翼旗との計4旗のこと)からシレート・フレエ旗に毎年米1000斛(中国の体積単位。清代の内モンゴルでは1斛が1.5斗、つまり15.5325リットルであった。拙稿永良(2021:181-199)を参照)を送るという規定が定められたということが先行研究によってよく指摘される(池尻 2013:50等)。

清朝政府によるこれらの行為は、チベット仏教とその高僧、それに対するモンゴル人仏教徒たちの信仰心を利用して、自分たち清朝の統治にモンゴル人たちを服させようとする期待していたためと思われる。清朝の統治は、満洲人のためではなく、あらゆる衆生のために仏教政治を行っているのだという統治論理である(石濱 2011:2-4)。すなわち、清朝はシレート・フレエ旗を仏教上の権威として認めるモンゴルたちの信仰心を利用することによって、内モンゴルを支配下に入れることができたと考えられる。

周知の通り、順治元(1644)年になると清朝が入関し、中国の本土をも支配するようになった。この頃、シレート・フレエ旗の統治者たるジャサク・ダー・ラマは清朝のチベット仏教界のリーダーとなって、チベットや外モンゴル地域の仏教僧たちと頻りに交流していた。さらに、康熙37(1698)年にはシレート・フレエ旗第7代目のジャサク・ダー・ラマ・メルゲン・チュージェが清朝の国師(皇帝から高僧に対して贈られる最も高い称号)に任命され、清朝のチベット仏教人材育成の源泉地として重要な役割を果たしていた(池尻 2013:141)。その後、康熙年間後半から、チャンキャ・ホトクトの台頭によって、シレート・フレエ旗の存在感が弱まっていったが、その後も内モンゴル地域唯一のラマ旗として宗教

と政治を統括する清朝独自の行政組織として存在した。この旗は一般のジャサク(札薩克)旗と対等な権力を有していた。そして、雍正年間になると、シレート・フレール旗の長たるジャサク・ダー・ラマの地位は、青海アムド地方の先述した清朝の国師メルゲン・チュージェの子孫の中から転生者を選んで世襲させると規定されるようになった。

一方、外モンゴル地域では先述したこの清朝独自の行政組織であるラマ旗体制が盛んになり、エルデニ・パンディタ・ホトクトの旗、ザヤ・パンディタ・ホトクトの旗、チンスジクト・ノモンハンの旗、ナロ・パンチェン・ホトクトの旗などが次々に設立されていった。総じて言うと、これらの旗は僧院組織を中心にして、清朝から一般ジャサク旗に準じた行政単位として認められ、政治と仏教の両方を管轄する独自の行政組織となったのであった。

本稿で扱うシレート・フレール旗の財政面においては、清朝皇帝の命令によってハラチン4旗からチベット仏教を保護する観点で送付されていた穀物がかなりの重要性と意義を持っていたと筆者は考えている。拙稿永良(2021)では、清朝の乾隆年間にジョスト盟の上記4旗の中のハラチン左翼旗からシレート・フレール旗に送られていた穀物について検討し、当初穀物そのものの形で送付されていたものの、途中から銀に換算した形で送られ始めたことを明らかにした。また、乾隆年間の穀物送付がしばしば遅れていたことも明らかにした。前述したように、康熙年間後半からチャンキャ・ホトクトが台頭し、シレート・フレール旗の存在感が弱まっていくのに伴って、乾隆年間にはシレート・フレール旗へ送る穀物の送付がしばしば遅れるようになったものかと思われる。本稿では、その前稿での検討に続いて、清代のモンゴル文、満洲文一次檔案史料を利用し、道光年間にハラチン左翼旗からシレート・フレール旗に送られていた穀物の送付目的、送付量、送付時期とその経緯などの実態について検討して行きたい。本稿で研究対象をハラチン左翼旗だけに絞るのは、史料上の制約のためである。

## II 先行研究の整理と本研究で利用する史料

### 2.1 ラマ旗に関する先行研究の概要

まず若松(1996)が、シレート・フレール旗の歴代ジャサク・ダー・ラマの人材供給源がアムド東部にアシャン・ラマ(シレート・フレール旗の創設者・初代ジャサク・ダー・ラマ)が創建したウシタク寺と、セチェン・チュージェが創建したパージョ寺であることを究明した。

次に胡日査(2013)では、ラマ旗の概念をジャサク・ラマ旗と掌印ホトクト・ラマ旗とに分類している。胡日査氏は、シレート・フレール旗とチャガン・ノモンハンの旗をジャサク・ラマ旗に分類している。シレート・フレール旗の旗長たるジャサク・ダー・ラマ(頭等ラマ)は一般のジャサク旗の王侯貴族と同じく行政上の権限を持ち、しかも、青海のサムロ家<sup>3)</sup>によって世襲されていた。一方、同氏はジェブツンダンバ・ホトクトの旗、エルデニ・パンディタ・ホトクトの旗、ザヤ・パンディタ・ホトクトの旗、チンスジクト・ノモンハンの旗、ナロ・パンチェン・ホトクトの旗を掌印ホトクト・ラマ旗に分類した。これらの旗は、理藩院の認定した転生(生まれ変わり)ホトクト(活仏)が管轄しており、特定の家系が世襲することはなかった。胡日査氏は、転生ホトクトが清朝政府の管轄下に置かれていたと説明している。

また、池尻(2013)は、清初から乾隆期にかけてのチベット仏教僧たちの活動を分析し、清朝のチベット仏教政策を研究した。また、池尻氏は「札薩克喇嘛制度」と自ら名付けた清朝のチベット仏教政策の成立と展開を論証した。ラマ旗の定義については、「その地の高僧に政教両面を総理させた。札薩克旗に準じた行政単位であるが、盟に属さず、理藩院の直接管理下にあった。」と定義している<sup>2)</sup>。またラマ旗は北京中心の「札薩克喇嘛制度」から独立した存在であったとし、ラマ旗の成立については、太宗ホンタイジ時代からの人脈を基礎としてアムド東部の寺院から人材を獲得していたシレート・フレー旗が中心となって形成されていったと論述している。

まとめて言うと、ラマ旗に関する先行研究では上述のように論述されているが、最初のラマ旗であるシレート・フレー旗については、その人材供給源がアムド東部の寺院であることだけにとどまり、シレート・フレー旗の運営実態についての研究はほとんど存在しない。

## 2.2 シレート・フレー旗の財政面に関する先行研究の概要

胡日查・喬吉・乌云(2012)は、モンゴル帝国時代、16世紀末～17世紀初め、清朝時代、近代内モンゴル地域、内蒙古自治区成立以降などの章に分けて、主に内モンゴル地域でのチベット仏教の伝播を総合的にまとめた。その第4章「清代蒙古寺院経済与文化」のp. 213で、盛京戸部やハラチン4旗からシレート・フレー旗に銀や穀物が送られていたことを簡略に述べている。

池尻(2013)では、天聰9(1635)年にホンタイジが南(内)モンゴル諸部からラマ・バンディらをシレート・フレー旗に移住させるよう命じ、毎年清朝から銀1000両を発給させたことと述べ、崇徳元(1636)年から崇徳3(1638)年の間にアシャン・ラマ(シレート・フレー旗の第1代ジャサク・ダー・ラマ)ゆかりのハラチン4旗から毎年米1000斛が布施として贈られたとも述べている。ただ、この穀物は米ではなかったはずである。

Kürelša(2015)では、乾隆23(1758)年のハラチン右翼旗内の公文書に、シレート・フレー旗へ年間120斛の穀物を送っていたという記述があると述べている。また、道光元(1821)年のハラチン中旗内の公文書で、54両の銀を旗内36ソムから集めたという記録が記述されているとも述べている。

前述のように、拙稿永良(2021)では、乾隆年間にハラチン左翼旗からシレート・フレー旗へ年間80斛の穀物を送ることになっていたという事実と、乾隆年間における穀物送付の遅延とを実証した。また、シレート・フレー旗側が穀物を催促する際に清朝政府のチベット仏教に対する信仰や清朝初期からの伝統を強く強調し、つまり清朝政府の対モンゴル政策を利用して催促し、自分たちの地位を高めようと努力していたと結論づけた。当時の内モンゴルでの1斛が1.5斗、つまり15.5325リットルであったことも確認できた<sup>3)</sup>。

以上で述べたように、シレート・フレー旗の財政に関する先行研究はいくつかあるが、まだ以下の2点が明らかになっていない。まず、道光年間におけるシレート・フレー旗とハラチン左翼旗の間での具体的な穀物送付実態がまだ研究されていない。次に、ハラチン左翼旗からシレート・フレー旗へ送付されていた穀物の種類に関しては、アワであった可能性が高いと永良(2021)が推定しただけで、特定することはできなかった。そこで以上2点を本稿で明らかにしたい。

## 2.3 本研究で利用する史料

本研究では、以下に掲げる A から D までの 4 種類の史料を利用する。

史料 A：清代におけるシレート・フレエ旗に関する檔案史料。筆者自身が 2018 年 8 月に内モンゴル自治区档案馆から入手した清代中後期のモンゴル文・満洲文檔案史料(乾隆年間、嘉慶年間、道光年間、同治年間、光緒年間の檔案史料)である。

史料 B：妙舟(編)(2002)：『蒙藏仏教史』(『内蒙古史誌』全国図書館文献縮微複製中心。全 70 巻のうちの第 20 巻)

史料 C：中華書局(編)(1991)：光緒『大清會典』、『大清會典事例』(第十冊)中華書局

史料 D：清・李桓(輯録)『欽定外藩蒙古回部王公表傳』台湾文海出版社(出版年の表示なし)

## III ハラチン左翼旗からシレート・フレエ旗へ送られていた穀物の実態

### 3.1 シレート・フレエ旗第 16 代ジャサク・ダー・ラマ・ガブチュ・ロサン・サンギェ在位期間におけるハラチン左翼旗からの穀物送付問題

ここではまず、シレート・フレエ旗の第 16 代ジャサク・ダー・ラマ・ガブチュ・ロサン・サンギェの時代におけるハラチン左翼旗からの穀物送付問題について分析したい。シレート・フレエ旗のジャサク・ダー・ラマ・ロサン・サンギェは嘉慶 8 (1803) 年にジャサク・ダー・ラマの地位に就き、道光 5 (1825) 年に退位した。この時のハラチン左翼旗の旗長ヘシグ(瑚松額)は嘉慶 23 (1818) 年 12 月から福州副都統の職に着いており、道光 3 (1823) 年 9 月にハラチン左翼旗旗長に就任したばかりの時だった。

まず、ハラチン左翼旗から送付された穀物について現在確認出来る初期の史料として、道光 3 年(1823)年、4 年の公文書を分析していきたい。これらの公文書はシレート・フレエ旗のジャサク・ダー・ラマ・ガブチュ・ロサン・サンギェと、ハラチン左翼旗の旗長ヘシグ、協理タブナン・グンサンノルブ、同ダワジャムソが穀物に関してやり取りした公文書である。その内、以下の史料①は道光 3 (1823) 年 10 月 14 日にシレート・フレエ旗からハラチン左翼旗へ送られた文書である。以下に筆者による日本語訳を示す。( ) 内は筆者による補足である。以下同様。

#### 史料①

…調べてみると、あなたの旗(ハラチン左翼旗)から送って来るべき穀物(buday-a)(の不足分)が、道光元(1821)年、2(1822)年、今(1823)年の3年間を含めて、合計で240斛送られて来なかったのので、(シレート・フレエ旗の)ニルバ・ボヤンデルゲルに印鑑付きの公文書を持たせ、回収しに行かせた。(彼が)着いた後、これらの不足分の穀物を数量の通りに集めて私(シレート・フレエ旗のジャサク・ダー・ラマ)の派遣したニルバ・ボヤンデルゲルに渡して送ってほしい。この穀物(ハラチン左翼旗からシレート・フレエ旗に送られる穀物)は勅によって定められた物であり、多数の僧侶たちの食事に常に使われているので、重視して印鑑を押した公文書を送った。

道光3(1823)年10月14日<sup>4)</sup>

この史料①の公文書は、シレート・フレイ旗の第16代目のジャサク・ダー・ラマ・ガブチュ・ロサン・サンギェからハラチン左翼旗の旗長ヘシング、協理タブナン・グンサンノルブ、同ダワジャムソへ送った公文書である。その内容としては、道光元(1821)年から道光3(1823)年までの3年間に、ハラチン左翼旗からシレート・フレイ旗に毎年送るべき80斛の穀物の送付が遅れているので早く送ってほしいという催促である。つまり、道光元(1821)年分、道光2(1822)年分、道光3(1823)年分を合わせて合計240斛の穀物を送っていなかった。ここでは、道光3(1823)年当時もハラチン左翼旗からシレート・フレイ旗へ年間80斛の穀物を送ることになっていたという事実が確認できる。また、乾隆年間と同じように、年間80斛の穀物の送付がしばしば遅延していたこともわかる。

同じくこの史料①には、「…この穀物は勅によって定められた物であり、多数の僧侶たちの食事に常に使われているので…」という言葉が書かれている。この「勅」とは、清朝皇帝の命令を指している。清朝第2代目の皇帝ホンタイジが内モンゴル各地域からシレート・フレイ旗へ属民を移住させた時に穀物送付も決めたとされているので、おそらくホンタイジの勅を指しているであろう。ホンタイジは当時内モンゴル地域を確実に統治することを考えていて、チベット仏教僧を通じて、内モンゴルの各王侯貴族と緊密な関係を持つようになった。そこで、チベット仏教僧侶たちの協力を維持するために穀物を送らせる必要があったものと思われる。次の史料②は史料①に対するハラチン左翼旗側からの返信である。

## 史料②

…あなたの所(シレート・フレイ旗)から送ってきた文書の中で…(省略、史料①の内容)と書かれている。このため、調べて見ると、今年私の旗(ハラチン左翼旗)のアワ(narim)に虫が侵入して、穀物を多く収穫出来ない悲惨な時節になった。今穀物を集めると、旗・ソムの多数の貧民に非常に大きな負担となるに至るので、今年は準備できなかった。(シレート・フレイ旗が)派遣してきたニルバたちを戻らせた。できれば来年秋に4年分の穀物を一緒に準備して引き渡したい。このため、理解してほしいと言って旗長の印鑑付きの文書を作って送った。

道光3(1823)年11月15日<sup>5)</sup>

この史料②は史料①への返信としてハラチン左翼旗側が道光3(1823)年11月15日付で穀物を送れないという理由を説明した文書である。この史料②では、道光3(1823)年にシレート・フレイ旗側が不足分の穀物を請求したが、ハラチン左翼旗はアワに虫が侵入したという理由で、道光3(1823)年には不足分を送れないと述べている。そして、翌道光4(1824)年に道光元(1821)年からの4年間の不足分を送りたいと述べた。

この史料②の中で、「…アワ(narim)に虫が侵入して穀物を多く収穫出来なかった…」と述べられていることから、当時シレート・フレイ旗へ送られていた穀物がアワであったことが確認できる。大変に貴重な文書である。内モンゴル地域では、アワが古くから栽培されていた。中国北部でも古くから、穀物を納付する「租」はアワで納付されるのが原則であった。

清朝政府はその伝統をそのまま受け入れて、シレート・フレー旗にアワを送らせていたものと思われる。

次の史料③は、道光4(1824)年10月20日にシレート・フレー旗がハラチン左翼旗に送った公文書である。

### 史料③

…調べてみると、道光元(1821)年、2(1822)年、3(1823)年のこの3年間の不足分の240斛と、現在の4(1824)年の80斛の穀物とを合計して320斛の穀物を送って来るべきであるが、全く送ってきていないので、ニルバ・ブヤンデルゲルに催促させるべく印鑑付きの文書を送った。(彼が)着いた後、これら不足の穀物を数量通りに集めて、私たち(シレート・フレー旗)の派遣したブヤンデルゲルと一緒にあなたの所(ハラチン左翼旗)から送ってきてほしい。この穀物で皇帝のための祈祷(gürtüm)(の経)を読むための多数の僧侶たちの食事を準備するのを人々が待っている。送るのを延期せずに送ってほしい。このために(この公文書を送った)。

道光4(1824)年10月20日<sup>6)</sup>

この史料③の内容は、道光元(1821)年、2(1822)年、3(1823)年の不足分240斛とこの年道光4(1824)年の分と合わせて、合計320斛の穀物をシレート・フレー旗へ送っていないなかったということである。つまり、道光年間に入ってから、ハラチン左翼旗からシレート・フレー旗へ穀物を全く送っていないなかったということになる。そのため、シレート・フレー旗側はこの穀物の持つ意味を「…この穀物で皇帝のための祈祷(gürtüm)(の経)を読む為の多数の僧侶たちの食事を準備するのを人々が待っている…」と語り、遅れないように送ってほしいと要求している。

また、ハラチン左翼旗からシレート・フレー旗へ史料③の返信として公文書を送った。以下の史料④はその公文書の内容の一部である。

### 史料④

…送って渡し知らせること。あなたの所(シレート・フレー旗)から送ってきた文書の中で…(省略、史料③の内容)と言っている。このため、私の旗(ハラチン左翼旗)から道光元(1821)年から4(1824)年まで4年間の渡すべき320斛の穀物をニルバ・ブヤンデルゲルとその時の換算比率(çay-un quyuçay-a)で値段を話し合っ、全部で96両の銀に定めた。またブヤンデルゲルに数量の通りに(銀を)集めて渡したことを承知するようにと言っ、旗長の印鑑付きの文書を送った。

道光4(1824)年11月16日<sup>7)</sup>

この史料④では、ハラチン左翼旗からシレート・フレー旗へ送る穀物を銀に換えて不足分に当てたと言っている。具体的には、道光元年から4年までの不足分合計320斛の穀物を96両の銀に換算して、シレート・フレー旗が派遣してきたニルバ・ブヤンデルゲルという人物に渡して帰らせたのである。そして、そのことを公文書に書き、印鑑を押した文書を作



って送ったのである。この文書の中の、「その時の換算比率(čay-un quyučay-a)」の quyučay-a は一般的には「期間」の意味であるが、ここでは銀と穀物(アワ)との換算比率を意味すると思われる。以下、「その時の換算比率」と訳す。乾隆年間でも quyučay-a が「換算比率」の意味で用いられた例が確認できる<sup>8)</sup>。

総じて言うと、道光元(1821)年から4(1824)年までの間、ハラチン左翼旗からの穀物請求を担当していたシレート・フレール旗側の人物は、常にニルバ・ブヤンデルゲルであった。ここから、シレート・フレール旗側がニルバ・ブヤンデルゲルを専任の担当者としてハラチン左翼旗とやりとりをしていたことが確認できる。ニルバが寺院の財政を担当する役職名であることから、それはよく理解できる。しかも、道光年間にも乾隆年間と同じく、穀物の送付がしばしば遅れていたことが確認できる。

また、いずれの史料にも「…この穀物で皇帝のための祈祷(gürüm)(の経)を読むための多数の僧侶たちの食事を準備するのに用意する…」などの言葉が必ず書かれている。これはシレート・フレール旗側が清朝政府から認定されている行為であることを強調し、遅れないように送ってきてほしいと要求しているという意味がある。一方、ハラチン左翼旗からは穀物の送付が遅れてはいるものの、穀物や代わりの銀を、最終的には必ず送っていたことが実証された。

### 3.2 シレート・フレール旗第17代目のジャサク・ダー・ラマ・ジムバチヨイムチョグジャラサンの在位期間におけるハラチン左翼旗からの穀物送付問題

次の史料⑤以降はシレート・フレール旗の第17代ジャサク・ダー・ラマ・ジムバチヨイムチョグジャラサンの時代におけるハラチン左翼旗からの穀物送付問題に関する史料である。ジムバチヨイムチョグジャラサンは道光5(1825)年にシレート・フレール旗へ赴任し、道光27(1847)年に退位する。シレート・フレール旗の第17代目のジャサク・ダー・ラマであった。

次の史料⑤は、シレート・フレール旗のジャサク・ダー・ラマ・ジムバチヨイムチョグジャラサンがハラチン左翼旗の旗長ヘシング、協理タブナン・グンサンノルブ、同ダワジャムソへ送った公文書である。

#### 史料⑤

…調べてみると、毎年(ハラチン左翼)旗から送ってくる穀物80斛については、前の4年間分の送ってきた穀物を除いて、現在の不足分である道光5(1825)年の80斛と、この6(1826)年の80斛とを合わせて全部160斛の穀物を私(シレート・フレール旗)のニルバ・テムチョク、グンサンらに印鑑付きの文書を持たせて回収しに行かせた。

(彼らが)着いた後、あなたの(ハラチン左翼)旗からこれらの穀物を数量通りに全てを集めて印鑑を押した公文書を作ってまた私(シレート・フレール旗)の派遣したニルバらに渡してほしい。このために送った。

道光6(1826)年10月7日<sup>9)</sup>

まず、この史料⑤では、ニルバ・テムチョクとグンサンらを派遣して、道光5(1825)年、

6 (1826) 年の穀物を送ってくるよう催促している。

シレート・フレール旗のジャサク・ダー・ラマの交代によって、財政を担当するニルバも変わっていたようである。この史料⑤ではデムチョクとグンサンという 2 人の名前が出てくるが、この後の史料を確認するとデムチョクがハラチン左翼旗との穀物のやり取りの主な担当者になったようである。この問題についての詳細な分析は、シレート・フレール旗の行政の実態を解明する将来の課題としておきたい。

次の史料⑥は、ハラチン左翼旗側がシレート・フレール旗へ送った史料⑤への返信である。

#### 史料⑥

…送って渡し知らせること。あなたの所(シレート・フレール旗)から送ってきた文書の中で…(省略、史料⑤の内容)と言っている。このため、私のところ(ハラチン左翼旗)から道光 5 (1825) 年、6 (1826) 年この 2 年間に送る 160 斛の穀物の不足分をあなたの派遣したニルバ・デムチョク、グンサンらとその時の換算比率で値段を話し合せて全部で 56 両の銀に換算し、またデムチョクらに数量通りに集めて(銀を)渡して送ったことを知らせると言って旗長の印鑑を押した文書を作って送った。

道光 6 (1826) 年 10 月 28 日<sup>10)</sup>

この史料⑥を見ると、シレート・フレール旗のジャサク・ダー・ラマ・ジムバチョイムチョグジャラサンの時にもハラチン左翼旗からシレート・フレール旗へ送る穀物を銀に変えて送っていたことがわかる。道光 5 (1825) 年にジムバチョイムチョグジャラサンがシレート・フレール旗へ赴任したが、その年にはハラチン左翼旗から穀物を送って来ていなかった。次の年になって、シレート・フレール旗側からもう一度公文書を送り、不足分の穀物を催促すると、道光 5 (1825) 年、6 (1826) 年の 2 年間の不足分 160 斛の穀物を銀に代えて、56 両の銀をシレート・フレール旗に送ったということである。

次の史料⑦は道光 19 (1839) 年 10 月 18 日にシレート・フレール旗側が催促の公文書を作って、ハラチン左翼旗へ送ったその公文書である。

#### 史料⑦

…調べてみると、私たち多数の僧侶たちに渡すと定められた毎年あなたの旗(ハラチン左翼旗)から送ってくる穀物について、現在私のところ(シレート・フレール旗)から特に派遣したニルバ・デムチョクに印鑑付きの文書を持たせて行かせた。(彼が)着いた後、あなたの旗(ハラチン左翼旗)から今(1839)年の穀物を数量通りに集めて私(シレート・フレール旗)の派遣したニルバ・デムチョクに渡してほしい。このために送った。

道光 19 (1839) 年 10 月 18 日<sup>11)</sup>

この史料⑦は、道光 19 (1839) 年 10 月 18 日の時点で、ハラチン左翼旗から毎年恒例の送ってくる穀物を送って来なかったため、シレート・フレール旗側がこの公文書を作り、印鑑を押してハラチン左翼旗へ送って催促した物である。そこで、次の史料⑧に書かれているよ

うにハラチン左翼旗はシレート・フレー旗の派遣したニルバ・デムチョクと穀物を銀に変換する比率を話し合っ、その年にシレート・フレー旗へ銀を送ったのである。

#### 史料⑧

…送って渡し知らせること。あなたの所(シレート・フレー旗)から送ってきた文書の中で…(省略、史料⑦の内容)と言っている。このため、今(1839)年送るべき80斛の穀物をその時の換算比率でああなたの派遣したニルバ・デムチョクと値段を話し合っ、24両の銀に定めて、数量の通りにニルバ・デムチョクに渡したことを、承知するようにと行って印鑑付きの文書を送った。

道光19(1839)年11月30日<sup>12)</sup>

史料⑧からは、シレート・フレー旗側が道光19(1839)年にハラチン左翼旗へこの公文書を送り、その年の内に銀へと交換してシレート・フレー旗に渡したことがわかる。渡すべき年の内に渡した例が確認できるのは、乾隆年間以来、何とこれが初めての事例である。普通に考えれば、ホンタイジの時代に定められた通りに、その年の分をその年に渡すのが当然だと思われるが、今の所、ハラチン左翼旗からシレート・フレー旗へその年の内に予定通りに穀物や銀を送った唯一の確認できた事例である。

次の史料⑨は、道光21(1841)年10月11日付けでシレート・フレー旗からハラチン左翼旗へ送った公文書である。

#### 史料⑨

…送付を催促すること。調べてみると、我々の多数の僧侶たちに渡すと定めたあなたの(ハラチン左翼)旗から毎年送ってくる穀物を、去(1840)年の不足分80斛と今(1841)年送ってくるべき80斛の穀物を合わせて160斛の穀物を私(シレート・フレー旗)の派遣したニルバ・デムチョクに渡すようにという印鑑付きの文書を持たせて行かせた。(彼が)着いた後、あなたのところ(ハラチン左翼旗)からこの2年間の穀物を数量通りに集めてこの私(シレート・フレー旗)の派遣したニルバ・デムチョクに渡してほしい。この穀物は皇帝のための祈祷(gürüm)用に今月中に(経を)唱える僧たちの食事として準備するので、遅れてはいけない。このために送った。

道光21(1841)年10月11日<sup>13)</sup>

この史料⑨によると、道光20(1840)年にハラチン左翼旗からシレート・フレー旗への穀物の送付はなかった。その具体的な理由についての史料は確認できなかったが、おそらく「ジムパチョイムチョグジャラサンの事件」が要因だろうと思われる。この「ジムパチョイムチョグジャラサンの事件」については、筆者は別稿を準備中である。簡単に説明すると、シレート・フレー旗のジャサク・ダー・ラマ(頭等ラマ)とその部下であるジャサク・ラマとの間で起こった行政権争いの事件である。詳しい内容は、今後の課題としたい。

史料⑩は、道光21(1841)年11月24日にハラチン左翼旗の協理タブナン・ジョリクト、同ゲンベルからシレート・フレー旗の旗長の印鑑を管理するジャサク・ラマ・ロブサンチョ

ンボイルへ送った公文書である。

#### 史料⑩

…送って知らせること。あなたの所(シレート・フレー旗)から送ってきた文書の中で…(省略、史料⑨の内容)と言っている。このため、私(ハラチン左翼旗)のところから(道光)20年の不足分80斛と今(道光21)年の不足分80斛、2年間の160斛の穀物をその時の交換比率であなた(シレート・フレー旗)の派遣したニルバ・デムチョクと値段を話し合って2年間の分を48両の銀と定めて、数量の通りにニルバ・デムチョクに渡したことを、承知するようと言って印鑑付きの文書を送った。

道光21(1841)年11月24日<sup>14)</sup>

史料⑩の内容は、道光20(1840)年の不足分80斛と道光21(1841)年の不足分80斛、この2年間の不足分合計160斛の穀物の送付が遅れていたため、ハラチン左翼旗側がシレート・フレー旗から派遣してきたニルバ・デムチョクと相談した上で、160斛の穀物を48両の銀に換算して、ニルバ・デムチョクにその銀を渡したということである。

次の史料⑪も道光23(1843)年11月25日にハラチン左翼旗の協理タブナン・バドワチル、同ボニヤからシレート・フレー旗のジャサク・ダー・ラマ・ジムバチョイムチョグジャラサンへ送った公文書である。

#### 史料⑪

…渡して送ったことを知らせること。「道光22(1842)年の不足分80斛、この道光23(1843)年の送るべき80斛、2年間の160斛の穀物を私のところ(シレート・フレー旗)から受け取りに派遣したニルバ・バンディに渡してほしい」と(シレート・フレー旗側が)言っている。このため、私のところ(ハラチン左翼旗)から22(1842)年の不足分80斛、今(1843)年の送るべき80斛、2年間の160斛の穀物をその時の交換比率であなた(シレート・フレー旗)の派遣したニルバ・バンディと交換比率を話し合っただけで、2年間の分の48両の銀を金額通りにニルバ・バンディに渡して送ったことを知らせるため、印鑑を押した文書を作って送った。

道光23(1843)年11月25日<sup>15)</sup>

この史料⑪は、ハラチン左翼旗からシレート・フレー旗へ道光22(1842)年、道光23(1843)年の不足分の穀物を銀に交換して送ったことをシレート・フレー旗に知らせた公文書である。道光22(1842)年、道光23(1843)年の不足分である160斛の穀物を銀に交換して、56両の銀へと定めてシレート・フレー旗へ渡したのである。

## IV 道光年間における穀物の値段

以上の史料に基づいて言うと、道光年間における穀物(アワ)の送付は、穀物そのものではなく、常に銀に替えてシレート・フレー旗に送付されていたことが確認できる。穀物は重

くてかさばり、輸送費用が高くなるため、軽くて少量におさまる銀で送ったものと思われる。

また、道光年間のアワの値段をハラチン左翼旗からシレート・フレー旗へ送っていた実際の換算比率から見ると、以下の表の通りである。先述したように当時の内モンゴルでは、1斛は15.5325リットルであった<sup>16)</sup>。

年月日	送付されるアワの量	銀(両)	換算式
道光4(1824)年11月16日	320斛	96両	1両の銀=約3.33斛
道光6(1826)年10月28日	160斛	56両	1両の銀=約2.86斛
道光8(1828)年11月3日	160斛	48両	1両の銀=約3.33斛
道光10(1830)年11月12日	160斛	48両	1両の銀=約3.33斛
道光13(1833)年3月4日	80斛	32両	1両の銀=2.5斛
道光13(1833)年11月13日	160斛	48両	1両の銀=約3.33斛
道光15(1835)年11月8日	160斛	48両	1両の銀=約3.33斛
道光17(1837)年11月6日	160斛	48両	1両の銀=約3.33斛
道光18(1838)年11月9日	80斛	24両	1両の銀=約3.33斛
道光19(1839)年11月30日	80斛	24両	1両の銀=約3.33斛
道光21(1841)年11月24日	160斛	48両	1両の銀=約3.33斛
道光23(1843)年11月25日	160斛	48両	1両の銀=約3.33斛

上の表から道光年間におけるアワの値段は、11月頃には、1両の銀で約3.33斛が買えるぐらいであったことがわかる。ただし、3月に送った事例が1件だけあり、この時は1両の銀でアワ2.5斛しか買えない値段であった。一年の内の季節によってアワの値段は変わり、収穫直後の秋は安く、春は高かったことがわかる。次に、春3月の例を除いて、これらを永良(2021)で検討した乾隆年間の交換比率と比べてみると、乾隆16(1751)年当時、銀1両で穀物5斗5升、つまり約3.66斛を買うことが出来たことがわかっている。当時も穀物とはアワを指していたはずである。また、乾隆59(1794)年時点では小銭<sup>17)</sup>へと一度交換することによって、1両の銀で穀物5.357斛、つまり8.035斗の穀物を買うことができたことが分かっている。それに比べると内モンゴル東南部では道光年間に入ってから比較的稳定した値段でアワが売買されていたことが確認できる。道光年間における小銭への交換の実例は確認されていないので、今後の課題としたい。

## V おわりに

本研究ではまず、清代の道光年間にもハラチン左翼旗からシレート・フレー旗へ年間80斛の穀物を送ることになっていたという事実が確認できた。しかも、乾隆年間と同じく、しばしば遅れて送付されていた。シレート・フレー旗は、乾隆年間と同じく、穀物の送付を催促し、自旗における必要性や穀物送付の持つ重要な意味を強調していた。

また、穀物は毎年11月頃に送付されるのが普通であったと思われる。10月中旬ぐらいになっても穀物の送付がなかった場合、シレート・フレール旗側が公文書を作り、印鑑付きの公文書を催促担当のニルバに持たせて派遣し、穀物を送ることを要求していた。

さらに、史料②に明記されているように、道光年間に送られていた穀物はアワであったことがはっきりと確認できた。乾隆年間に送付されていた穀物もやはりアワであった可能性が高いと思われる。したがって、池尻(2013)等の述べる「米」ではなかったと思われる。

総じて言うと、シレート・フレール旗は清朝の初期においてはかなりの権力を持っていたが、清朝政府の制度や政策の変化によって、徐々に政治力を失っていったと思われ、それが穀物送付の遅れに反映されていたという可能性もある。その一方で、穀物の送付はしばしば遅れてはいたものの、確実に送られていたという事実から、清朝政府の対モンゴル政策の中で、シレート・フレール旗が欠かせないものとして残っていたことも推定できよう。

今後の課題としては、まず、現地檔案史料に基づいてシレート・フレール旗内部の財政問題全体を明らかにしたい。例えば、清朝政府が毎年1000両の銀を給付していたと言われる問題を史料に基づいて解明したい。この問題について、胡日查(2011:10)で遼寧省檔案館所蔵『盛京内務府滿洲文檔案』巻5642に書かれていることが指摘されているが、新型コロナウイルス感染症の影響で海外渡航が難しく、筆者はまだその詳細を確認できていない。また、清代のシレート・フレール旗を他のラマ旗と比較しながら研究し、清代のラマ旗の財政面の実態の全体像を描き出したい。

(神戸大学国際文化学研究所博士後期課程学生)

## 注

1) 若松(1996:397-398)によると、サムロ家とは、ラサのデブン寺ゴマン学堂に属するサムロ・カムツェンを指す。カムツェンとは寺院に附属する僧団の単位で、出身地によってどのカムツェンに所属するかが定められる。つまり、サムロという地方出身のカムツェンに属する集団を言う。

2) 池尻(2013:242-243)。

3) 永良(2021:182)。

4) 史料A。内蒙古自治区檔案館檔案全宗号502 目录1 卷号101 件号19。

5) 史料A。内蒙古自治区檔案館檔案全宗号502 目录1 卷号101 件号19。

6) 史料A。内蒙古自治区檔案館檔案全宗号502 目录1 卷号101 件号19。

7) 史料A。内蒙古自治区檔案館檔案全宗号502 目录1 卷号101 件号19。

8) 永良(2021:190)。

9) 史料A。内蒙古自治区檔案館檔案全宗号502 目录1 卷号101 件号19。

10) 史料A。内蒙古自治区檔案館檔案全宗号502 目录1 卷号101 件号19。

11) 史料A。内蒙古自治区檔案館檔案全宗号502 目录1 卷号101 件号19。

12) 史料A。内蒙古自治区檔案館檔案全宗号502 目录1 卷号101 件号19。

13) 史料A。内蒙古自治区檔案館檔案全宗号502 目录1 卷号101 件号19。

14) 史料A。内蒙古自治区檔案館檔案全宗号502 目录1 卷号101 件号19。

- 15) 史料A。内蒙古自治区档案馆档案全宗号502 目录1 卷号101 件号19。  
16) 永良(2021:182)。  
17) 小銭とは、制銭(公式の銭)でない銭のことを指す。ここでは清朝政府が正規に発行した銅銭以外の品質の悪い銅銭のこと。つまり私鑄銭を言う。

## 参考文献

### 史料一覧：

- 史料A：清代のシレート・フレー旗に関する檔案史料。筆者自身が2018年8月に内モンゴル自治区档案馆から入手した清代中後期のモンゴル文・満洲文檔案史料(乾隆年間、嘉慶年間、道光年間、同治年間、光緒年間の檔案史料)である。  
史料B：妙舟(編)(2002)：『蒙藏仏教史』(『内蒙古史誌』全国図書館文献縮微複製中心。全70巻のうちの第20巻)  
史料C：中華書局(編)(1991)：光緒『大清會典』、『大清會典事例』(第十冊)中華書局  
史料D：清・李桓(輯録)『欽定外藩蒙古回部王公表傳』台湾文海出版社(出版年の表示なし)

### 日本語文献：

- 池尻陽子(2013)『清朝前期のチベット仏教政策』汲古書院  
石濱裕美子(2001)『チベット仏教世界の歴史的研究』東方書店  
石濱裕美子(2011)『清朝とチベット仏教』早稲田大学出版部  
永良(2021)「ハラチン左翼旗からフレー旗へ送られていた穀物—清代乾隆年間のモンゴルにおける活仏の旗の財政の一側面—」『日本とモンゴル』141:181-201  
岡洋樹(2010)「清代モンゴルにおける旗籍離脱と清朝統治—ウラド後旗と広覚寺の属民争奪の経緯からみた旗民の地位—」塚田誠之(編)『中国国境地域の移動と交流—近現代中国の南と北—』有志舎:305-341  
額定其勞(2012)「清代ハラチン・モンゴルの右翼旗における裁判」『東北アジア研究』16:167-204  
萩原守(2006)『清代モンゴルの裁判と裁判文書』創文社  
橋本光宝(1943)『蒙古の喇嘛教』仏教公論社  
福田洋一・石濱裕美子(1986)『西藏仏教宗義研究4 トゥカン「一切宗義」モンゴルの章』東洋文庫  
ブレンソド(2013)「清代内モンゴルの旗内社会に於ける貴族とその管理様態—ハラチン三旗を事例として—」『内陸アジア史研究』28:53-74  
包・呼和木其爾(2016)「清代後期内モンゴル・ハラチン地域における土地と財産とアルバ」『日本モンゴル学会紀要』46:35-48  
ボルジギン・ブレンサイン(2003)『近現代におけるモンゴル人農耕村落社会の形成』風間書房  
松川節(2010)「モンゴル仏教」沖本克己編『須弥山の仏教世界』佼成出版社:99-119  
モンゴル研究所編(2007)『近現代内モンゴル東部の変容』雄山閣

- 山口瑞鳳(1987)『チベット(上)(下)』東京大学出版会
- 若松寛(1966)「カルムックにおけるラマ教受容の歴史的側面」『東洋史研究』25(1): 92-105
- 若松寛(1973)「蒙古ラマ教史上の二人の弘法者: ネイチートインとザヤーパンディタ」『史林』56(1): 71-98
- 若松寛(1978)「アルトゥン・ハーン三世伝考証—十七世紀後半の一モンゴル王侯の生涯—」『京都府立大学学術報告 人文』30:1-13


**中文文献:**

- 包桂芹(1995)『清代蒙古官吏傳』民族出版社
- 陳曉敏(2011)『清代駐京喇嘛研究』北京燕山出版社
- 德勒格(1997)『內蒙古喇嘛教史』內蒙古人民出版社
- 胡日查(2009)『清代內モンゴル地域寺院經濟の研究』遼寧民族出版社
- 胡日查・喬吉・乌云(2012)『藏传佛教在蒙古地区的传播研究』民族出版社
- 金海, 齊木徳道爾吉, 胡日查, 哈斯巴根(著)(2010)『清代蒙古誌』內蒙古人民出版社
- 金啓琮(2000)『清代蒙古史札記』內蒙古人民出版社
- 庫倫旗誌事務室(1989)『庫倫旗誌資料匯編』(第一輯)庫倫旗印刷場
- 『蒙古族簡史』編写組(1985)『蒙古族簡史』內蒙古人民出版社
- 彭英全(編)(1983)『西藏宗教概説』西藏人民出版社
- 喬吉(2008)『蒙古佛教史—北元時期(1368-1634)』內蒙古人民出版社
- 喬吉(1994)『內蒙古寺廟』內蒙古人民出版社
- 若松寛(著)・馬大正等(訳)(1994)『清代蒙古の歴史与宗教』黑竜江教育出版社
- 若松寛(1996)「錫勒圖庫倫旗喇嘛伝匯典初探」『內陸亜州歴史文化研究—韓儒林先生記念文集』南京大学出版社: 397-411
- 耶喜巴勒登著蘇魯格(訳)(1989)『蒙古政教史』民族出版社
- 烏雲畢力格(2005)『喀喇沁万戸史研究』內蒙古人民出版社
- 張羽新(1988)『清政府与喇嘛教』西藏人民出版社
- 張羽新(1989)『清代四大活仏』中国人民大学出版社
- 章伯鋒(編)(1965)『清代各地將軍都統大臣等年表 1796-1911』中華書局出版
- 趙雲田(1989)『清代蒙古政教制度』中華書局
- 周烏云(2010)「试论清代蒙古地区喇嘛洞礼年班制度」『內蒙古民族大学学报』(社会科学版)2010年7月 第36卷 第4期(8-10)
- 中国人民政治協商会議庫倫旗委員会文史資料研究委員会(1987)『庫倫旗文史資料』庫倫旗印刷場
- 中国人民政治協商会議庫倫旗委員会文史資料編委会(2015)『庫倫旗文史資料』(合集)
- 中国人民政治協商会議內蒙古自治区委員会文史和学习委員会(編)(1997)『內蒙古喇嘛教紀例』內蒙古文史資料 第45輯 呼和浩特日报社印刷厂



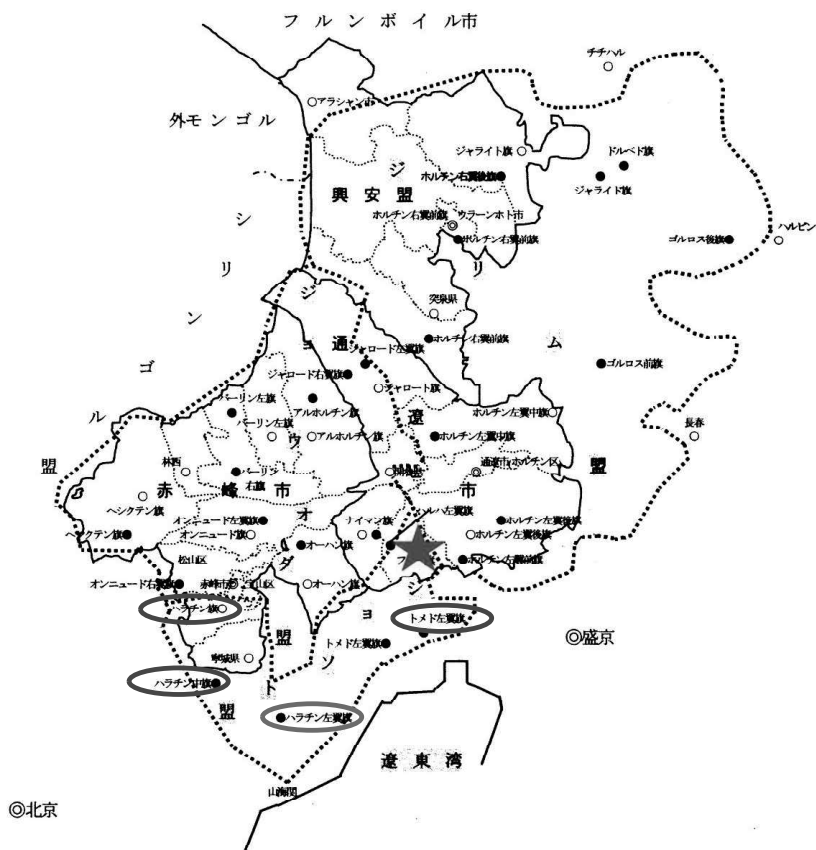
モンゴル文字モンゴル語文献：

- Ba süke (2010), *andai-yin nutuγ küriy-e qošiγun-u teüke soyol-un tobčiγ-a*, öbör mongγol-un soyol-un keblel-ün qoriy-a
- Namsarai (1981), *čing ulus-un üy-e-yin mongγol qošiγu čiyulγan* öbör mongγol-un bayačud keüked-ün qeblel-ün qoriy-a
- Qurča (2011), “siregetü küriy-e jaşaγ lama-yin qošiγun-u ed-yin jaşaγ-un tuqai” öbör mongγol-un ündüsten-ü yeke surγaγuli-yin erdem sinjilgen-ü setgül(neyigem-ün sinjilgen-ü mongγol keblel) 2011-1(yürüngkei 112 duγar)
- Ulus törü-yin jöblelgen-ü küriy-e qošiγun-u qoriy-a-yin soyol teüke-yin materiyal sodulqu jöblel (1988), *küriy-e qošiγun-u soyol teüke-yin materiyal*, küriy-e qošiγun-u keblekü üiledbüri

地図1：モンゴル研究所編(2007) p.1 吉田順一氏が作成したものをそのままコピーした  
もの。星印がついている所がシレート・フレー旗、印がついている所がハラチ  
ン4旗である。印は引用者が付した。

地図1 清代および現代内モンゴル東部図

吉田順一作成



凡例	.....	清代の内モンゴル東部の範囲と、それを構成するジリム盟、ジョウオダ盟、ジョソト盟の範囲を示す。
	——	現在の内モンゴル東部の範囲と、それを構成する盟、市の範囲を示す。
	.....	内モンゴルを構成する旗と県の範囲を示す。
	○ ◎	現在の旗、県、市の名称と所在場所を示す。
	●	かつての旗の名称と所在場所を示す。